

化学物質規制 SLS要求事項リスト

更新日：

2025/1/20

【要求事項】

当社に納入いただく商品*に対し、リストに記載している物質の意図的添加を禁止します。

閾値があるものは、閾値レベル以上の含有を禁止します。

CAS Noを「別リスト参照」としているものは、(株)島津製作所 例示物質リスト(下記リンク先)を参照願います。

[\[SHIMADZU\] グリーン調達 | 資材調達 | 島津製作所](#)

<https://www.shimadzu.co.jp/aboutus/procure/green.html>

*商品とは商品そのものを指します。商品の外装(パッケージ)は対象ではありません。

主な規制名	物質	CAS No	閾値レベル	規制対象商品	備考
RoHS	カドミウム及びその化合物	(株)島津製作所『例示物質リスト』を参照	0.01wt%（100ppm）	すべて	Directive 2011/65/EUおよびCommission Delegated Directive (EU) 2015/863
	六価クロム化合物		0.1wt%（1,000ppm）		
	鉛及びその化合物				
	水銀及びその化合物				
	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）				
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）				
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）				
	フタル酸ジ-n-ブチル（DBP）				
	フタル酸ブチルベンジル（BBP）				
	フタル酸ジイソブチル（DIBP）				
包装廃棄物指令	カドミウム及びその化合物		カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計で100ppm（0.01重量%）		Council Directive 94/62/EC
	六価クロム化合物				
	鉛及びその化合物				
	水銀及びその化合物				
米 TSCA	PIP（3:1）リン酸トリス（イソプロピルフェニル）	68937-41-7	意図的添加禁止		
	DecaBDE デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5			
	2,4,6-TTBP 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3			
	PCTP ペンタクロロチオフェノール	133-49-3			
	HCBd ヘキサクロロブタジエン	87-68-3			
仏 鉱物油規制	芳香族環が1〜7個の鉱物油芳香族炭化水素（MOAH）	-		印刷が施してある商品	印刷に使用するインク中の0.1%以下、ならびに芳香環3〜7個の化合物の質量濃度1ppm以下
	炭素数16〜35の鉱物油飽和炭化水素（MOSH）	-		印刷が施してある商品	印刷に使用するインク中の0.1%以下